

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県杵築市長

## 公表日

令和8年1月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費徴収に関する事務で、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 予防接種法第5条第1項又は第6条第1項から第3項までの予防接種の実施に関する事務</li><li>2. 予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li><li>3. 予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</li><li>4. 予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務</li><li>5. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第165号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第2条の規定による改正前の予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)附則第18条の2の予防接種証明書の交付に関する事務</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 健康管理システム</li><li>2. MICJET番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)</li><li>3. 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 番号法第9条第1項 別表14の項</li><li>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条</li><li>3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 番号法第19条第8号</li><li>2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29の項</li></ol> <p>【情報照会の根拠】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 番号法第19条第8号</li><li>2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26の項</li></ol>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康長寿あんしん課
②所属長の役職名	健康長寿あんしん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 総務課 TEL:0978-62-1801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒873-0005 大分県杵築市大字猪尾956番地 健康推進館内 健康長寿あんしん課 TEL:0978-64-2540
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li><li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li><li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li><li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li><li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li><li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li><li>9) 従業者に対する教育・啓発</li></ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 特に力を入れている</li><li>2) 十分である</li><li>3) 課題が残されている</li></ol>
判断の根拠	判断の根拠: 杵築市セキュリティ委員会で毎年度当初に承認を得た教育研修を、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	杵築市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	杵築市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第13条	【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2の項 【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,17,18,19の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報5. ②所属長	健康長寿あんしん課長	健康長寿あんしん課長 工藤 靖子	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目1. いつ 時点の計数か	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目2. いつ 時点の計数か	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報5. ②所属長の役職名	健康長寿あんしん課長 工藤 靖子	健康長寿あんしん課長	事後	
平成30年9月27日	II しきい値判断項目1. いつ 時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年9月27日	II しきい値判断項目2. いつ 時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年1月28日	I 関連情報1. ③システムの名称	1. Acrocity健康管理 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. 健康かるて(健康管理システム) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	事前	
平成31年1月28日	IVリスク対策	—	新様式による追加	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目1. いつ 時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目2. いつ 時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月6日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2の項 【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,17,18,19の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,16の3の項 【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,17,18,19の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報3. 法令上の根拠	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表別表第一の10の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条</p>	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の10の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条</p>	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,16の3の項 【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,17,18,19の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,16の3の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の16の2,17,18,19の項 2.別表第二主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月17日	IVリスク対策8 実施の有無	[〇] 外部監査	[ ] 外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	「I 関連情報」-「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の概要」	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費徴収に関する事務で、特定個人情報を取り扱う。 具体的には、 1. 予防接種法第5条第1項、第6条第1項及び第3項の定期の予防接種又は臨時の予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種法第15条第1項の定期の予防接種等を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態若しくは死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種法第28条の予防接種を受けた者等からの実費の徴収に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費徴収に関する事務で、特定個人情報を取り扱う。 具体的には、 1. 予防接種法第5条第1項、第6条第1項及び第3項の定期の予防接種又は臨時の予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種法第15条第1項の定期の予防接種等を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態若しくは死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種法第28条の予防接種を受けた者等からの実費の徴収に関する事務 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかった。
令和3年11月26日	「I 関連情報」-「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「③システムの名称」	1. 健康かるて(健康管理システム) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. 健康かるて(健康管理システム) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかった。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	「I 関連情報」-「3個人番号の利用」-「法令上の根拠」	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の10の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の10の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 3.番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ。) 4.番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかった。
令和3年11月26日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、16の3の項  【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、17、18、19の項	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、16の3の項  【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、17、18、19の項	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	
令和3年12月21日	「I 関連情報」-「3個人番号の利用」-「法令上の根拠」	3. 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ。) 4. 番号法第19条第5号(委託先への提供)	3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ。) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年10月1日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和4年11月4日	IVリスク対策8. 監査	[ ]外部監査	[ ○ ]外部監査	事後	
令和5年11月15日	IVリスク対策8. 監査	[ ○ ]外部監査	[ ]外部監査	事後	
令和5年11月15日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	
令和5年11月15日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費徴収に関する事務で、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予防接種法第5条第1項、第6条第1項及び第3項の定期の予防接種又は臨時の予防接種の実施に関する事務</li> <li>2. 予防接種法第15条第1項の定期の予防接種等を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態若しくは死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務</li> <li>3. 予防接種法第28条の予防接種を受けた者等からの実費の徴収に関する事務</li> <li>4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> </li> </ol>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費徴収に関する事務で、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予防接種法第5条第1項又は第6条第1項から第3項までの予防接種の実施に関する事務</li> <li>2. 予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>3. 予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</li> <li>4. 予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務</li> <li>5. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第165号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第2条の規定による改正前の予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)附則第18条の2の予防接種証明書の交付に関する事務</li> </ol>	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康かるて(健康管理システム)</li> <li>2. MICJET番号連携サーバー</li> <li>3. 中間サーバー</li> <li>4. ワクチン接種記録システム(VRS)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康管理システム</li> <li>2. MICJET番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)</li> <li>3. 中間サーバー</li> </ol>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報-3.個人番号の利用-法令上の根拠	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の10の項</p> <p>2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条</p> <p>3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ。)</p> <p>4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>1.番号法第9条第1項 別表14の項</p> <p>2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p> <p>3.番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	<p><b>【情報提供の根拠】</b></p> <p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2,16の3の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第12条の2、第12条の2の2</p> <p><b>【情報照会の根拠】</b></p> <p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2,17,18,19の項</p> <p>2. 別表第二主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<p><b>【情報提供の根拠】</b></p> <p>1. 番号法第19条第8号</p> <p>2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29の項</p> <p><b>【情報照会の根拠】</b></p> <p>1. 番号法第19条第8号</p> <p>2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26の項</p>	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目-1.対象人数-評価対象の事務の対象人数は何人か-いつ時点の計数か	2023/10/1	2024/10/1	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目-2.取扱者数-特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か-いつ時点の計数か	2023/10/1	2024/10/1	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策-8.人手を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	[十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IVリスク対策-9.人手を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か-判断の根拠	—	・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策-最も優先度が高いと考えらえる対策	—	[9]従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策-当該対策は十分か【再掲】	—	[十分である]	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策-11.最も優先度が高いと考えられる対策-当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠	—	判断の根拠:杵築市セキュリティ委員会で毎年度当初に承認を得た教育研修を、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	
令和8年1月23日	IIしきい値判断項目-1.対象人数-評価対象の事務の対象	2024/10/1	2025/10/1	事後	
令和8年1月23日	IIしきい値判断項目-2.取扱者数-特定個人情報ファイル	2024/10/1	2025/10/1	事後	